平成28年改正法附則第5条の控除額に関する 計算書

事業 平
------

### 1. 調整後付加価値額の計算

課	税標	準	とな	る付		価 値 5の		1	円
当	該	事	業年	度	の	月	数	2	月
調	整	後	付	加	価	値 × 12/	額 /②	3	H

## 2. 負担変動額の計算

	摘   要		課税標準	新税率	税額(イ)	旧税率	税額(ロ)
	所 得 金 額 総 額 第6号様式26	4	円				
所	年400万円以下の金額 第6号様式②	5	0 0 0		円 0 0		円 0 0
得	年400万円を超え年800万円以下の金額 第 6 号様式②	6	0 0 0		0 0		0 0
	年800万円を超える金額 第6号様式29	7	0 0 0		0 0		0 0
割	計 ⑤+⑥+⑦ 第6号様式⑩	8	0 0 0		0 0		0 0
	軽減税率不適用法人の金額 第6号様式③	9	0 0 0		0 0		0 0
付加価値割	付加価値額総額 第6号様式②	10					
値割	付 加 価 値 額 第6号様式③	11)	0 0 0		円 0 0		円 0 0
資本割	資本金等の額総額 第6号様式 <sup>3</sup>	12					
割	資本金等の額 第6号様式③	13	0 0 0		円 0 0		円 0 0
仮	計		8+11+13X119+11+	13 14	0 0		0 0
差	<b>引</b>		(④の(イ)) - (④の(ロ)	)) [15]	0 0		

# 3. 平成28年改正法附則第5条第2項から第7項までの控除額に関する計算

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	①5×3/4	16	円 0 0
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	⑤×(3×(40億円−③))/40億円	17)	0 0

## (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	l5/2	18	円 0 0
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	⑤×(40億円-③)/20億円	19	0 0

#### (3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	l5/4	20	円 0 0
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	ⓑ×(40億円−③)/40億円	21)	0 0